

保存版

災害時「避難行動要支援者」

障がい者・高齢者のための

# 日向市防災マニュアル



日向市健康福祉部

福祉課

# 災害時「避難行動要支援者」

## ◇◇◇ 障がい者・高齢者のための日向市防災マニュアル ◇◇◇

### 目 次

|   | 頁  |
|---|----|
| <b>I. はじめに</b> .....                                  | 1  |
| <b>II. 日頃からの災害等への備え</b>                               |    |
| 1. 「自分の身は自分で守る」 .....                                 | 2  |
| (1) 住まいの安全対策 .....                                    | 2  |
| (2) 「防災カード」の作成・携帯 .....                               | 2  |
| (3) 「非常持出品」の準備 .....                                  | 3  |
| (4) 災害に備えた備蓄 .....                                    | 3  |
| (5) 家族や支援者との話し合い（避難方法や経路の確認など） .....                  |    |
| 2. 「地域での支え合い」 .....                                   | 4  |
| (1) 隣近所の方々との交流 .....                                  | 4  |
| (2) 「防災訓練」への参加 .....                                  | 4  |
| <b>III. 災害が発生したら</b>                                  |    |
| 1. 「地震」・「津波」 .....                                    | 5  |
| 2. 「風水害」・「火山活動」 .....                                 | 6  |
| 3. 「避難勧告等の三類型」 .....                                  | 6  |
| <b>IV. 障がい等に応じた対応</b>                                 |    |
| 1. 視覚障がい者 .....                                       | 7  |
| 2. 聴覚障がい者・音声機能障がい者 .....                              | 9  |
| 3. 肢体不自由者 .....                                       | 11 |
| 4. 内部障がい者 .....                                       | 13 |
| 5. 知的障がい者・自閉症者・発達障がい者 .....                           | 15 |
| 6. 精神障がい者 .....                                       | 17 |
| 7. 介護・支援が必要な高齢者 .....                                 | 18 |
| 8. 難病患者 .....   | 19 |
| <b>V. 災害に関するミニ知識</b>                                  |    |
| 1. 「福祉避難所」について .....                                  | 20 |
| 2. 日向市の福祉避難所 .....                                    | 21 |
| 3. 「防災情報メールサービス」について .....                            | 21 |
| 4. 「災害情報の基礎知識」(地震の震度階級、津波・風水害の注意報・警報・特別警報の発令基準) ..... | 22 |
| <b>VI. 災害時避難行動要支援者への支援</b>                            |    |
| 1. 避難行動要支援者制度 .....                                   | 24 |
| 2. 災害時等の緊急連絡先（日向市役所関係） .....                          | 26 |
| 3. 災害時における重要機関設置場所等 .....                             | 26 |
| <b>【参考資料】</b>   |    |
| ○災害時要支援者登録申請書・確認書（様式） .....                           | 27 |
| ○「防災カード」（様式） .....                                    | 28 |
| ○風水害時の指定避難所一覧 .....                                   | 29 |
| ○地震発生時の緊急避難場所一覧 .....                                 | 30 |
| ○津波発生時の緊急避難場所一覧 .....                                 | 31 |
| ○東日本大震災「その衝撃的な実態」 .....                               | 31 |
| ○津波発生時の緊急避難ビル .....                                   | 32 |
| ○津波災害時の指定避難場所一覧 .....                                 | 33 |
| ○「障がい者に関するマーク」について .....                              | 34 |

# I. はじめに

---

阪神大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などのような大規模な災害が発生した場合、障がい者や寝たきりなどで介護・支援が必要な高齢者は、情報の入手や自力での避難が困難であるため、大きな被害を受けたり、犠牲となる可能性が大変高くなります。

また、過酷な避難生活の中で、亡くなられたり、病状が悪化したりするなど、避難行動要支援者に対する対応が大きな課題となっています。

宮崎県においても、これまで台風や土砂災害による大きな被害を被ってきました。東南海・南海地震、日向灘地震発生の可能性が高まっており、平成 25 年 10 月に県が公表した「南海トラフ巨大地震」の被害想定では、本市においては、1 万 5 千人と県内最大の犠牲者が出るという報道もなされています。

災害時の市民の不安を払しょくするためにも、津波・地震対策が大きな課題となっており、特に、自力で避難できない障がい者や高齢者の方々については、災害に備えて日ごろから十分な準備をしておくことが重要です。

そのため、本市では、宮崎県の「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」（平成 24 年 4 月発行）等を参考に「防災マニュアル」を作成いたしました。

このマニュアルは、まずは障がい者等の要支援者自身が「自分の身は自分で守る」を基本とした日ごろの準備と、地域や家庭で要支援者の方々を支える方々の取るべき行動についてまとめたものです。

ご本人、ご家族そして支援者の皆さんが、各項目の口欄にチェックをいれながら、災害時の備えについて確認するなどしてご活用いただければ幸いです。また、参考資料として、災害に対する基礎的知識や避難所等もあわせて掲載しました。災害時の備え、市民の防災意識の向上のために幅広くご活用いただきたいと存じます。

また、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正に伴い、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられました。名簿の作成にあたり、災害時等に自力で避難が困難な「避難行動要支援者」の把握を行う必要があります。対象となるの方々に対して、災害時の安全・安心な環境を整えるために、名簿登録にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

市といたしましては、登録者の同意を得て、適切な情報管理を行い、地域の民生委員・児童委員や自主防災組織等の関係機関に対する情報の提供等に活用し、災害時の「避難行動要支援者」の把握、迅速な誘導、被害を最小限に抑えるために必要な知識の普及啓発、防災組織づくりの推進に努めてまいります。

なお、本冊子につきましては、今後、関係団体や当事者の皆さまにご意見等をうかがいながら、さらなる内容の充実に努めてまいりたいと考えております。引き続きマニュアルの充実に向けて当事者又は支援者の方々にご意見等をいただければ幸いです。

## II. 日ごろからの大切な備え

### 1. 「自分の身は自分で守る」

障がい者等自身が「自分の身は自分で守る」との考えのもと、身の回りの安全対策や災害が発生した場合の避難方法など、日ごろから災害に備えた準備をしておくことが不可欠です。

#### (1) 住まいの安全対策

住まいの安全対策の第一は壊れない、頑丈なものにすることです。また、家の中の安全対策も必要です。

- 昭和 56 年以前に建てられた建物については、不安であれば耐震診断を行い、危険と診断された場合は、耐震補強をしたり、門柱やブロック塀なども同様に補強したりしましょう。
- 倒れたものでケガをしないように、タンス、食器棚などの大きな家具類や電化製品は市販の固定金具を使って固定しましょう。
- 寝室は、頭に倒れてこないように家具の配置を工夫し、安全な空間をつくりましょう。
- 割れたガラスでケガをしないように、スリッパを身近に用意するとともに、ガラス飛散防止シートを貼ったり、透明なアクリル板に変えたりしましょう。
- タンスなどの上には、重いものや落ちてくると危険なものを置かないようにしましょう。
- 消火器は、防災訓練などでその操作方法等を習得し、身近な取り出しやすいところに置いておきましょう。

#### (2) 「防災カード」の作成・携帯

災害が発生した場合には、「自分でできること、できないこと、望む援助や対応、必要とする支援等」を周囲の人たちに的確に伝えるための準備をしておくことが重要です。

- 「防災カード」（例は 28 ページを参照）等を作成しておき、日ごろから携帯するとともに、「非常持出袋」にも入れておきましょう。

#### ● 「防災カード」に記載する項目（例）

- 住所  氏名  生年月日  血液型  障がいの種類・程度
- 緊急時の連絡先（自宅・家族・親戚・医療機関など）
- 治療の内容や服用している薬の種類  必要とする支援の内容など

### (3) 「非常持出品」の準備

避難するときに備えて、すぐに必要なもの、役立つもの、自分の障がいや病気に関するものを「非常持出品」として用意しておきます。

- 「非常持出品」は、リュックサック（両手が使えるように背中に背負えるものが便利）などに入れてひとまとめにし、いつでも取り出せるように、出入口近くのわかりやすい場所に置きましょう。
- 1年に何回かは、中身のチェックをしましょう（チェックする月を決めておくとうい。）

#### 《「非常持出品」の主な例》

- 防災頭巾・ヘルメット
- 食糧
- 飲料水
- 常用の医薬品
- 懐中電灯
- 乾電池
- 携帯ラジオ
- 救急セット
- SOS発信用の装置（笛・携帯ブザー・防犯ベル）
- 生活用品（衣類、タオル、ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品など）
- ライター
- ろうそく
- 軍手
- 現金（小銭）
- 筆記用具
- 「防災カード」
- 健康保険証、障害者手帳などのコピー
- その他、補装具などそれぞれの障がいに応じて必要なもの

### (4) 災害に備えた備蓄

大きな災害の場合は、救助に時間がかかることが考えられますので、飲料水や食料品などを必ず備蓄しておきます。

- 飲料水は、1人1日3リットルが目安です。最低3日分程度を常時用意しておくようにしましょう。
- チョコレート、乾パン、缶入りご飯、レトルト食品、フリーズドライ食品などを最低3日分備え、定期的に取り替えるようにしましょう。
- 服薬治療中の場合、3日分程度の薬を備えておくことが必要です。かかりつけ医と相談の上、なるべく手持ちがなくなる前に薬をもらうようにしておきましょう。

## (5) 家族や支援者との話し合い（避難方法や経路の確認など）

いざという時に落ち着いて行動できるよう、「避難方法」や「連絡方法」について、家族や支援者と十分話し合っておくことが必要です。

- 地域の防災対策がどうなっているのか、自分が避難する避難場所がどこにあるのか確認しましょう。
- 風水害に備え、浸水予想区域図や洪水ハザードマップで危険区域の確認をしておきましょう。
- 自宅からどのような経路を通っていくのが一番安全なのか、事前に実際歩いてみて確かめておきましょう。その際、危険な場所や主な目標物などを地図に書き込み、避難経路図を作成しましょう。

## 2. 「地域での支え合い」

いざという時に障がい者等が安全な場所に避難するためには、周囲の協力は欠かせません。そのため、地域の人たちと顔なじみになったり、自分の障がいを理解してもらったりするなど、日ごろから交流を深めておき、緊急時にも遠慮なく援助してもらえるような関係をつくっておくことが大切です。

### (1) 近所の方々との交流

- 普段から自治会の活動に参加するなど、地域の方々との交流を深めていくことが大切です。また、障がい者等の関係団体、サークルなどに加わり、情報交換を図りましょう。
- 自主防災組織のリーダーや近隣の人など特定の人に、災害が発生したときには手助けしてもらえるよう、あらかじめ協力を依頼しておきましょう。

### (2) 「防災訓練」への参加

訓練の機会を通じて、自主防災組織や近隣の人たちとのコミュニケーションも密になりますし、自分の障がいについて理解してもらい、どんな手助けが必要か理解してもらっておくと、いざという時に役立ちます。

- 家族や支援者とともに地域で実施される「防災訓練」に積極的に参加しましょう。
- 家庭での「防災訓練」も実施しておきましょう。

### 《地域の皆さんへ》

障がい者や介護・支援が必要な高齢者など災害時の対応が困難な方のために、地域の皆さんが、日ごろから「避難行動要支援者」の方々への情報提供や避難誘導などの協力ができる体制づくりに努めましょう。

### III. 災害が発生したら

#### 1. 「地震」・「津波」

津波情報や避難情報に十分注意しましょう。強い揺れや長時間の揺れを感じたら、すぐに高台に避難しましょう。

万一、高台まで避難できない場合には、鉄筋コンクリート3階建て以上の建物などに避難するのも一つの方法です。

- あわてて、無理に外に出ようとせず、座布団などで頭を覆って、机、テーブルなどの下にもぐって落下物などから身を守ります。
- 火の始末を行い、ガスの元栓や電気のブレーカーを閉じます。
- 脱出口を確保するため、出入口のドアをすぐに開け、開けたままにしておきます。
- 建物の倒壊により、閉じ込められたり、けがをしたりして動くことができない場合は、外の人に聞こえるように大声を出したり、笛を吹いたり物をたたくなどして、自分の居場所を知らせ、助けを求めます。
- 外出先で、通行や歩行が困難になったり、けがをしたりした場合は、近くの人に障がいがある旨を伝え、必要な援助を求めます。このようなときに「防災カード」が役立ちます。
- 避難指示が出たら、「非常持出袋」を持ち、隣近所の人などに避難所まで誘導をお願いします、早めに避難します。
- どこへ避難するかメモを出入口に貼るなど、行先を明示し、動きやすい服装、底の低い靴で避難します。
- 携帯ラジオ・テレビ、防災無線、インターネットなどから情報を入手し、正しい情報に従って行動します。
- 災害時、電話がつながりにくい時は、「171 災害用伝言ダイヤル」を利用します。



## 2. 風水害・火山活動

「風水害」や「火山活動」では早めの避難が鉄則です。障がい者等の災害時「避難行動要支援者」は、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始する避難勧告の前段階の「避難準備情報」が発令された時点で避難行動を開始します。

□台風以外でも普段と違う雨の降り方などの場合は、自主的な避難を心がけましょう。

### 《避難所を運営される皆さんへ》

避難所では、まず、障がい者や介護・支援が必要な高齢者など災害時「避難行動要支援者」を把握して、個々のニーズを聞き取ってください。

内部障がいのある人や、聴覚障がい、音声・言語機能に障がいがある人などは、外見からはわからない場合がありますので、掲示板などで呼びかけて本人から「避難行動要支援者」であることを自主的に申し出てもらいましょう。

### 【避難勧告等の三類型】

| 区分                     | 発令時の状況  | 住民に求める行動  |
|------------------------|---|---|
| 避難準備<br>(要支援者避難)<br>情報 | ○要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況  | ○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（避難支援者は避難行動を開始）<br>○上記以外の者は、家族等との連絡、「非常持出袋」の用意等、避難準備を開始 |
| 避難勧告                   | ○通常の避難行動ができるものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況  | ○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始  |
| 避難指示                   | ○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況<br>○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況<br>○人的被害の発生した状況 | ○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了<br>○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。     |

※ 自然現象のための不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接する建物の2階等に避難することもあります。

(参考：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」)

— 平成 17 年 3 月 28 日内閣府公表資料 —

## IV. 障がい等に応じた対応

### 1. 視覚障がい者

視覚障がいのある人は、災害時や緊急時に流される警報やアナウンスを聞くことはできても、周囲の状況を自分の目で確認することができません。相手の目になって、周囲の状況や非常口の位置などを確認して知らせましょう。

#### (1) 日ごろから備えておくこと

- 家の中の物の配置を常に一定にします。もし、家族が変更したときは、すぐに確認し、特に「非常持出袋」のある場所は必ず確認しておきます。
- メガネ、白杖（折りたたみ式）、点字板、音声時計や触知式時計など、予備を用意し、「非常持出袋」に入れておきます。また、糖尿病、緑内障などの持病がある人は、常備薬も持ち出しができるようにしておきます。
- メガネ、白杖、点字板等が地震で損害を受けたり無くなったりしないように、いつも身近で安全な一定の場所に置きます。
- ガラスなどが飛散して床が危険になるので、スリッパ、軍手などを用意しておきます。
- 笛やブザー、緊急時の連絡先点字メモ、メモ用録音機等、自分が助けを求めたり、安全を確保したりするために必要な物を身に付けるようにしておきます。
- 家族が外出して本人がひとりの場合に備えて、隣近所に万一の際の協力を依頼しておきます。

#### ※盲導犬使用者（聴導犬や介助犬にも適用）

- ドッグフードは、必ず多めに買い置きをします。
- フィラリア症予防薬は、冷暗所などに保管しておきます。
- かかりつけの動物病院や給付団体の連絡先と併せて、かかりつけ以外の動物病院や各盲導犬協会の連絡先も把握しておきます。

#### (2) 安全に避難するための心得

- 地震後の部屋は、落下物やガラスの破片が飛散していることがあるので、あわてて移動しないようにします。スリッパや厚手の靴下・靴を身につけ、家の中でも白杖などを使用して安全を確認します。
- 外に出た方がよいかの判断は、とにかく大声で、視覚障がい者であることを告げ、周囲の人に状況を聞いて援助を求めます。
- 地震の後には、電柱やブロック塀が倒れたり、道路上に障害物が増えたりして、いつもと同じように歩行することが困難になります。家族や隣近所の人などに「避難誘導」を頼みます。
- 誘導を受ける場合は、肘や肩などにつかまらせてもらい、ゆっくりと歩くようにします。
- 避難所では、避難所職員や周りの人に避難所の中を誘導してもらい、どこに何があ

るかを確認しましょう。

### (3) 支援する人の心得

#### ①「避難誘導」の心得

- 揺れがおさまったら、家の中の状況を説明し、座布団などで頭を守らせて、転倒、落下物に注意しながら、安全な場所に「避難誘導」します。
- 大規模な地震の後には、普段と町の様子が変わってしまい、そのため、視覚障がい者は、自分で行動することが難しくなります。視覚障がい者を見かけたら、声をかけ、周囲の状況を伝え、避難所への誘導を行います。

#### 【誘導の仕方】

- 白杖を持たない方の手で、支援者の肘や肩をつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩きます。このとき、白杖や腕を引っ張ったり、後ろから押したりしないようにします。
- 路上に障害物がある場合、例えば、段のある所では、段の手前で立ち止まって、段が上がるか下がるかを伝えます。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝えます。
- 位置や方向を説明するときは、その方向に向かせて、前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝えます。別れる際には、その場から先の状況についても説明します。
- 盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり触ったりしないようにします。

#### ②「避難所」での対応

- 避難所の状況をできるだけ正確に分かるよう（特にトイレの位置など）案内します。
- 避難所では、行政からの広報や生活に関する情報は、文字で書かれているものが多いため、校内放送・拡声器などにより、音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字によりその情報を知らせるようにします。
- 壁伝いに移動することが多くなるため、生活場所を壁側にしたり、壁側に物を置いたりしないよう配慮します。
- 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープを張るなどして移動が楽に行えるようにします。
- 盲導犬など身体障害者補助犬が、使用者と離ればなれにならないための配慮や排せつ場所などの配慮が必要です。また、使用者の許可なく、補助犬に食べ物を与えたり、触ったりしてはいけません。
- 可能であれば、出入口に近い場所や別室に移動させてもらいましょう。
- 状況に応じて「福祉避難所」での受け入れの相談、介助員・支援員の派遣もあわせて要請しましょう。

## 2. 聴覚障がい者・音声機能障がい者

聴覚に障がいのある人は、災害時や緊急時に流される警報やアナウンスを聞くことができません。「手話」や「筆談」、「口の動き」などで現在の状況や今後の見通し、避難指示などの情報を伝えましょう。

### (1) 日ごろから備えておくこと

- 補聴器は、常に手元に置くとともに、正確な情報を収集するために、緊急連絡先表や筆談に必要なメモ、筆記用具などを身につけます。
- 補聴器や専用電池は予備を用意し、「非常持出袋」に入れておきます。
- 携帯用会話補助装置（電子補正器）を使用している場合、バッテリーの予備を「非常持出袋」に入れておきます。
- 笛やブザー等、自分が助けを求めたり、安全を確保したりするために必要なものを身につけます。
- 自分が聴覚障がい者であることを示す腕章等を用意し、装用すると、周りの人の理解に役立ちます。
- 鼻腔による呼吸が難しい音声機能障害のある人は、ガスの異常発生を知覚できるガス感知器を自宅に設置しておきます。
- 福祉事務所・手話通訳者・要約筆記者、県立聴覚障害者センター等にすぐ質問・連絡ができるようにしておきます。
- 災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておくことも、周囲の人に支援を求める場合に大変役立ちます。

（緊急会話カードの文面例）

「耳が不自由です。筆談・手話でお願いします。」など

- 家族が外出して本人がひとりの場合に備えて、隣近所に万一の際の協力を依頼するとともに、夜間の睡眠中の情報伝達をどうするか家族や隣近所の人たちと事前に確認しておきます。

### (2) 安全な避難のための心得

- 的確な情報を得ることが大切です。テレビ、ラジオ、インターネット、メール、携帯電話、また、隣近所の人からの情報などを聞くようにします。
- 外出している場合は、周りの人に自分のことを筆談などで伝え、正しい情報を教えてもらうようにします。
- 福祉事務所・手話通訳者・要約筆記者などに連絡して情報を教えてもらうことも有効です。Fax 番号、携帯番号、Eメールアドレスなどを控えておくこと役立ちます。
  - 日向市福祉事務所           電話 0982-52-2111・Fax0982-54-4350  
Eメール：[fukushi@hyugacity.jp](mailto:fukushi@hyugacity.jp)
  - 県立聴覚障害者センター電話 0985-38-8733・Fax0985-29-2279  
Eメール：[msen-na@movie.ocn.ne.jp](mailto:msen-na@movie.ocn.ne.jp)
- 建物内に閉じ込められるなど動けなくなった場合は、笛や携帯用ブザー、あるいは

- 物をたいて自分の居場所を知らせ助けを求めます。
- 揺れがおさまったら、近くにいる人に、聴覚、音声機能障害があることを伝え、必要な援助を依頼し、避難誘導をしてもらいます。
  - 行政の広報などで避難の呼びかけがあったときは、必ず伝えてもらうよう隣近所の人に頼んでおき、一緒に避難します。

### (3) 支援する人の心得

#### ①「避難誘導」の心得

- 1人暮らしの聴覚障がい者を把握しておき、万一の場合の対応を近隣者が相談しておくようにします。
- 家の中で地震がおこったら、すぐに、手話、メモや身振り・手振り、「緊急会話カード」などで、机の下にもぐることを指示します。
- 正確に情報を提供することが必要です。聴覚障がい者は、背後の様子をとらえにくいので、相手の視野に入るか、軽く触れて合図をします。正面から口をやや大きく動かし、ゆっくりと話せば理解できる人もいます。
- 聴覚障がい者のコミュニケーションは、それぞれ異なるため、手話、筆談、身振り、絵、図などを用いて、その人に合った方法で情報を伝える必要があります。
- 説明が複雑で伝えきれない時は、本人に手話通訳者や要約筆記者の存在を聞き、その人に連絡を取ってください。
- 夜間で停電になると、「聞こえない・見えない」状態になります。明るい懐中電灯などを活用するなどして内容を伝えるようにします。
- 音声機能障がい者に援助を求められたら、相手の言葉をていねいに聞き取るようにします。聞き取りが困難な場合は、相手に断ってから筆談（メモ書き）します。
- 電話やファックスなどの代理を求められたら、進んで協力しましょう。

#### ②「避難所」での対応

- 個々の障がい者の情報・コミュニケーションの手段（手話・指文字・筆談・身振り・口話）や障がい者が必要としているサポートの内容を確認します。
- 炊き出し、トイレ、電気、水などの生命に関わる重要な情報は、大きく、わかりやすい内容で掲示します。
- 避難所では、「手話通訳」、「要約筆記」、「介護サポート」などに携わる人は、「腕章」・「ベスト」などを着用し、周囲からわかるようにします。また、障がいが見えなくても音声放送が聞こえない聴覚障がい者・高齢者などにも「腕章」・「ベスト」などの着用が必要です。
- 避難所の聴覚障がい者の身元確認、情報・コミュニケーションのサポート等については、福祉事務所、地域の手話通訳者、手話・要約筆記サークルの支援を受けて実施します。
- 字幕放送や手話放送が受診可能なテレビの配置やFAX、インターネットに接続したパソコン等の設置について配慮してください。
- 避難所には、情報機器や補聴器に使える電池や携帯電話の充電器を備えてください。

### 3. 肢体不自由者

災害時など車いすの人は、自力で非常階段を利用することはできません。また、1人のサポートでも困難です。無理せず、周囲の協力を求め、複数の人でサポートしながら避難するようにしましょう。

#### (1) 日ごろから備えておくこと

- 寝室は、物が倒れたり、落ちてきたりしないような安全な居住空間を確保し、できるだけ避難しやすい場所を選びます。
- 歩行補助具は、倒壊した家具の下敷きにならないように、常に安全な一定の位置に置き、暗闇になってもわかるようにしておきます。
- 笛やブザー、携帯電話等、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要なものを身につけておきます。
- 「非常持出品」として紙おむつ、携帯トイレ、ウェットティッシュ、ビニールシート（紙おむつ交換時や着替えに必要）、バスタオル、円座クッション（床ずれ防止）を用意しておきます。
- 幼児や高齢者の避難時の移動に備えて、幅広いひも、車いす、担架、毛布などを用意しておきます。
- 家族など日ごろ介助している人が外出している時の災害発生に備え、隣近所の人に万一の際の協力や介助を依頼しておきます。
- 車いす使用者は、スペースの関係上、被災時の生活場所が限られますので、日ごろから避難場所を確認・確保しておく必要があります。

#### (車いす使用者)

- 車いすが通れる幅を常に確保しておき、タイヤの空気圧は定期的に点検します。
- 車いすが使用できなくなった時のために、それに代わる杖、幅広いひもなどを用意しておきます。
- 雨天や寒冷時に備え、車いすでも使用可能なカッパ等を用意しておきます。
- 「防災カード」は、支援が必要な時にいつでも渡せるように、車いすのポケットや「非常持出袋」に入れておきます。
- 折りたたんだビニール袋（大・中・小）を手の届く場所に用意しておきます。

#### (電動車いす使用者)

- 電動車いすのバッテリーは、使用后必ず充電し、室温で保管します。
- 電動車いすが通れる幅を常に確保しておき、タイヤの空気圧は定期的に点検するとともに、延長コードを電動車いすのポケットに用意しておきます。
- 補液タイプのバッテリーを搭載する車いすは、定期的に液量をチェックします。
- 車いすに内蔵されていない充電器は、倒壊した家具の下敷きにならないように安全な場所に置きます。

## (2) 安全な避難のための心得

- 車いすに乗っているときに地震が起きたら、家具などから素早く離れて、安全な場所でブレーキをかけます。
- 地震の後には、道路上に障害物が増え、車いすによる通行も困難になるので、家族や隣近所の人などに避難誘導を頼みます。

## (3) 支援する人の心得

### ①「避難誘導」の心得

- 義足や杖などは、濡れたコンクリートや砂の上ではすべりやすいので、足元に注意して誘導します。

### (車いすでの誘導の方法)

- 段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車いすの前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進めます。
- 上がるときは、車いすを前向きに、下りるときは、車いすを後ろ向きにする方が安全です。いずれもブレーキをかけます。
- 緩やかな坂は、車いすを前向きにして下りますが、急な坂は、車いすを後ろ向きにして、軽くブレーキをかけながらゆっくりと下るようにします。階段を避難するときは、2人から3人で車いすを持ち上げて、ゆっくり移動します。

### (車いすが使用できない場合)

- 幅広いひも等でおぶったり、毛布などで作った応急担架を使ったりして移動させます。
- 1人の場合は、幅広いひも等でおぶったり、シーツや毛布の両端を結んで、これに包むように乗せたりして、引っ張って移動させます。

### ②「避難所」での対応

- 車いすや両松葉杖が通るためには、最低 80cmの幅が、車いすを回転するためには、直径 150 cm の幅が必要です。
- 避難所に車いすや松葉杖利用者がいる場合は、車いすなどが通れる通路を確保してください。
- 避難所に障がい者用トイレがない場合、トイレの使用に支障がないか本人に確認し、適切な対応をしてください。

## 4. 内部障がい者

内部障がいのある人は、病状などが急変することがあります。早めに気づいて、救急車を呼んだり、かかりつけの医療機関などへ連絡したりしましょう。

### (1) 日ごろから備えておくこと

- 緊急時の対応や日ごろから服用している薬や特殊な治療食の備えについて、かかりつけの医療機関に相談しておきます。
- 日ごろから服用している薬の処方箋の明細や薬局からの投薬説明文をコピーして、「非常持出袋」に入れておきます。
- 家族にも、医療機関からの指示や緊急時の対処法をよく説明し、理解しておいてもらいます。また、「防災カード」には、治療方法や介助の方法をできるだけ詳しくわかりやすく記入しておきます。

### 《腎臓機能障がい》

- 通院による透析ができなくなった時に備えて、日ごろから関係団体や医療機関と災害時の対策を具体的に話し合っておきます。
- かかりつけ以外の医療機関で透析を受ける場合に備えて、自分のドライウェイトやダイアライザーのタイプなどの透析条件を「防災カード」に記入して、「非常持出袋」に入れておきます。
- 自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法をしている人は、透析液加湿器のバッテリーの予備や透析液パックを、「非常持出品」と同じ場所に置いておきます。

### 《ぼうこう又は直腸機能障がい(オストメイト)》

- 緊急用装具（1～2枚）は、日ごろから肌身離さず所持しておきます。
- 非常用ストマ装具（最低10日間）、洗腸セット（水、濡れティッシュペーパー、輪ゴム、ビニール袋、はさみ）、ウロバック（ウロストミーの方）を、「非常持出袋」に入れておきます。
- ストマ装具のメーカー・販売店の連絡先を、「非常持出袋」に入れておき、家族にも連絡先や処理方法を教えておきます。
- 浣腸されている方は、自然排便法もできるようにしておきます。

### 《心臓機能障がい》

- ペースメーカーを装着、または在宅酸素を使用している場合は、機器が故障した時の対応、緊急時の連絡方法などを、かかりつけの医療機関や機器メーカーに相談しておきます。

### 《呼吸器機能障がい》

- 災害時の緊急対策について、家族や医療機関、酸素供給業者など関係者と具体的に話し合っておきます。
- 在宅酸素療法をされている場合は、かかりつけの医療機関に酸素の必要度（酸素を使用しなくても大丈夫な日数）などを確認しておくことと慌てないですみます。
- 濃縮酸素の濃縮器や液体酸素のボンベは、火気から離れた場所に保管するとともに、

液体酸素のボンベは、倒れないように家族などに依頼して、しっかり固定しておきます。

- 酸素チューブの配管は、地震が発生した場合でも身体にからまないように工夫して配管してもらいます。
- 人工呼吸器を装着している場合は、電気、水道、ガスなどが止まった場合に備えて、アンビューバック、バッテリー、手動式吸引機などを用意しておきます。
- 携帯用酸素ボトルを「非常持出袋」に入れておきます。
- 吸入加湿処理により、呼吸に伴う負担の軽減を図るため、ネブライザーを使用する場合は、バッテリーの予備を「非常持出袋」に入れておきます。

## (2) 安全な避難のための心得

- あわてて無理な行動をとることは、心肺への負担が大きく、病状の悪化や急性心不全を引き起こす恐れがあります。揺れがおさまったら、周囲の状況を確認、安全な場所へ移動し、援助を待つようにします。
- 避難勧告などが出された場合は、できるだけ早く医療機関に連絡し、対処方法の指示を受けるようにします。
- 災害時には、当分の間、医療行為が受けられなくなる可能性があるため、必要な医薬品や医療器材などを常に備えておくとともに、かかりつけの医療機関と相談し、支援を受けられる医療機関のリストを作っておきます。
- あらかじめかかりつけの医療機関から応急の医療的対応の仕方や、医療機関に行けなくなった場合にどうしたらよいか聞いておきます。
- 在宅酸素療法をしている人は、酸素吸入をいったん止めて、火災の危険性がないことを確認します。火災が発生している場合は、酸素吸入を止めて安全な場所へ移動します。
- 内部に障がいがある人は、外見からはわかりにくいいため、避難所では、周囲の人に早めに自分の身体の状態や生活上の注意事項などを伝えておきます。

## (3) 支援する人の心得

### ①「避難誘導」の心得

- 家族は、医療機関への連絡先や指示の伝達、それに基づいた行動の援助、協力ができるようにしておきます。
- 障がいのある人から依頼があれば、医療機関に連絡し、以後の対応について指示を受けます。

### ②「避難所」での対応

- 医療行為が受けられなくなると生命にかかわる人がいるため、医療行為が必要な場合には、早急に受け入れ病院の確認や移送手段の確保をします。
- 自分で器具の消毒をしたり、器具の交換をしたりする人もいるので、手当をすることのできる清潔なスペースを設けます。
- 食事の栄養制限をしなければならない人もいるので、本人に確認します。
- 「オストメイト」の人は、トイレの使用に配慮が必要です。

## 5. 知的障がい者・自閉症者・発達障がい者

知的障がい・発達障がい・精神障がいのある人などは、災害時に不安などからパニック状態になってしまうことがあります。

まずは、「大丈夫ですよ」と声をかけるなどして相手の気持ちを落ち着かせ、状況を具体的にわかりやすく、ゆっくり説明しましょう。状況を知ることによって不安がやわらぎます。その際、一度に多くの内容を盛り込まず、一つのことを簡潔に伝えるようにしましょう。～「相手の気持ちを落ち着かせる工夫を！！」～

### (1) 日ごろから備えておくこと

- 薬を飲んでいる場合には、薬の種類や飲み方を書いたものをコピーして、「非常持出袋」に入れておきます。
- 大きな災害が起きると、病院に通えなくなることがあります。いつも薬を飲んでいる人は、医者に薬の種類を聞いて、「防災カード」に書いておきます。
- 薬を飲んでいる人で、独自の飲み方（例えば、オブラートを服用するなど）をする場合は、その旨、「防災カード」に書いておきます。
- 身の回り品や食べ物に特別なこだわりを持っている場合は、そのことを周囲の人たちに理解してもらいます。
- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保したりするために必要なものを身につけます。
- 「助けて！」と声を出す練習や笛を吹く練習をしましょう。
- 災害時に、手助けが必要なことを書いた「防災カード」を身につけたり、身元連絡先などがわかる名札などを衣服に縫いつけたりしておきます。
- 家族や周囲の人たちは、日ごろから地震についてわかりやすい言葉で具体的に繰り返し説明したり、避難場所を実際に行ってみたりして場所を覚えておくよう心がけます。
- 日ごろの訓練が大切です。一回でも多くの訓練に参加しましょう。

### (2) 安全な避難のための心得

- 地震が起きたら、身近にある本や座布団などで（何もないときは両手で）頭を守ります。
- 揺れがおさまるまで、近くのテーブルや机の下に隠れ、机の脚にしっかりつかまりましょう。
- 閉じ込められたり、動けなくなったりしたら、笛や声、あるいは物をたたいて自分がそこにいることをみんなに知らせ、助けを呼びます。
- 火事が起きたら、大声で知らせましょう。
- 地震の後は、落ちてきた物やガラスの破片が飛び散っていることがあるので、靴を必ず履きます。

- 避難するときは、家族や隣近所の人たちと一緒にいきます。
- 道に倒れているものは、危険です。触らないようにします。
- 避難所では、たくさんの人たちが一緒に生活します。困ったことがあったら避難所の人に相談しましょう。
- 避難所では、食べ物や水が配られます。列に並んで順番にもらいます。いつもの食べ物がなくとも頑張ってお食べましょう。どうしても食べられない場合は、係の人に相談しましょう。

### (3) 支援する人の心得

#### ①「避難誘導」の心得

- 地震が起こったら、机の下などにもぐるよう、手を引いて誘導し、机の脚にしっかりと捕まらせます。
- 「防災カード」、「笛」や「ブザー」を携帯するようにさせます。
- 努めて冷静な態度で接し、わかりやすい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させます。
- 言葉の内容が理解できる人には、「ここに居るとケガをするから、一緒に行こう」など、具体的な言葉をかけて共に行動し誘導します。
- 同じことを何度も聞いてきて質問が止まらない場合、同じ質問を繰り返してあげると、納得して質問を止めることがあります。
- 言葉の内容をよく理解できない人には、必ず誰かが付き添い、手を引くか、軽く肩に手をかけて、恐怖心を与えないようにやさしく誘導します。
- 災害時の不安から大声や異常な行動が出て、大騒ぎしたり、本人を叱ったりしないようにします。ただし、危険な場所に近づくような場合は、真剣な真顔で接し、強い言葉で叱ってでも危険から遠ざけながら一緒に行動します。
- 外出中、障がい者を見かけたら、声をかけ、躊躇しないで共に行動し避難誘導します。
- 揺れが少しおさまったら、避難所に誘導します。
- ケガや痛みを伝えられない人もいます。また、痛み鈍感な人もいます。ケガをしていないかどうか、よく確認してください。

#### ②「避難所」での対応

- 知的障がいのある人の中には、環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、状況に合わせた行動ができなかったりする人がいます。  
「避難所に行くと皆さんに迷惑をかけるから」と避難所に行くことをためらう家族の方もいます。  
このような家族の気持ちを理解して、避難所で一緒に生活できるよう、思いやりをもって支援しましょう。

※「自閉症者」の対応については、社団法人「日本自閉症協会」(Autism Society Japan)が「自閉症の人たちのための防災ハンドブックー自閉症のあなたと家族の方へー」及び「自閉症の人たちのための防災ハンドブックー自閉症のあなたと家族の方へー」、「助けてカード」を協会ホームページで公開しています。ご活用ください。

【社団法人「日本自閉症協会」(URL : <http://www.autism.or.jp/>)】

## 6. 精神障がい者

### (1) 日ごろから備えておくこと

- 日ごろから服用している薬の処方箋の明細や薬局からの投薬説明文をコピーして、「非常持出袋」に入れておきます。
- 家族にも、医療機関からの指示や緊急時の対処法等をよく理解してもらいます。
- 対人関係で配慮が必要なことや特筆すべき事項等を「防災カード」に記載しておきます。
- 日ごろ通っている学校や施設に、災害時の避難場所や緊急連絡方法を伝えておきます。
- 大きな災害が起こると、当分の間医療行為が受けられなくなる可能性があるので、常時薬を飲んでいる人は、自分の病名や普段飲んでいる薬の種類などを書いたリストを作っておきます。
- かかりつけの医療機関と相談して、いざという時に支援を受けられる医療機関のリストを作っておきます。

### (2) 安全な避難のための心得

- 混乱して自分で決められないときは、隣近所の人たちに誘導を頼み、避難します。
- 避難所でのストレスなどで、体調を崩すことがあるので、常時服用している薬は、忘れずに飲むようにします。
- 落ち込みやイライラ、不安、幻覚、妄想などが出たり、眠れなかつたりしたときは、早めに相談して、必要な手当てを受けるようにします。

### (3) 支援する人の心得

#### ①「避難誘導」の心得

- 地震が起こったら、机の下にもぐるよう、手を引いて誘導します。
- 努めて冷静な態度で接し、わかりやすい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させます。
- 必ず、誰かが付添い、手を引くか、軽く肩に手をかけて、恐怖心を与えないようにやさしく誘導します。
- 災害時の不安から大声や異常な行動が出ても、大騒ぎしたり本人を叱ったりしないようにします。ただし、危険な場所に近づくような場合は、強い言葉で叱ってでも危険から遠ざけます。
- 急激な環境変化に適応できず、感情が高ぶりイライラして落ち着かなかつたり、状況に合わせた行動ができなかつたりする人がいます。地域の人や友人が親身になって、相談に応じるようにします。

#### ②「避難所」での対応

- 精神障がい者の中には、環境変化に適応できず、感情が混乱したり、状況に合わせた行動ができなかつたりする人がいます。「避難所に行くとは皆さんに迷惑をかけるから」と避難所に行くことをためらう家族の方もいます。このような家族の気持ちを理解して、避難所で一緒に生活できるよう、思いやりをもって支援しましょう。

## 7. 介護・支援が必要な高齢者

### (1) 日ごろから備えておくこと

- 高齢者の居住空間は、家具を固定するなどして倒れたり、物が落ちたりしないように安全性を確保し、できるだけ避難しやすい場所を選びます。
- 家族など日ごろ介助している人が外出している時の災害発生に備えて、隣近所の人に万一の際の協力や介助を依頼しておきます。
- 「笛」や「ブザー」など、自分が助けを求めたり、安全を確保したりするために必要なものを身に付けておきます。
- 「非常持出品」として紙おむつ、携帯トイレ、ビニールシート（おむつ交換時や着替えに必要）等を用意しておきます。
- 大きな災害の場合は、当分の間は医療行為が受けられなくなる可能性があるため、常時薬を飲んでいる人は、自分の病名や普段飲んでいる薬の種類などを書いたリストを作っておきます。
- 入れ歯や老眼鏡、補聴器など日常生活上必要なものは、日ごろから身の回りに置くようにします。
- 避難時の移動に備えて、車いす、杖、担架、毛布、幅広いヒモなどを用意しておきます。

### (2) 安全な避難のための心得

- 落ち着いて、座る、はうなど重心を低くしてテーブルなどの下へ身を伏せ、落下物から身を守ります。
- 車いすやベッドから降りられない人、布団から出られない人などは、少しでも安全な場所で助けを待ちます。
- 落ち着いて、緊急通報装置やブザーなどで助けを求めます。
- 家族は、避難のための出入口を確保し、幅広のヒモ等や常備薬などの必需品を入れた「非常持出袋」を持って避難します。自分たちで避難が困難な時は、隣近所の手助けを依頼します。

その場に介助者がいる場合でも、災害時や緊急時には多くの困難が予想されます。介助者に過度の負担がかからないように、自分にもできるサポートはないかと、介助者に協力を申し出ましょう。

### (3) 支援する人の心得

#### ①「避難誘導」の心得

- 高齢者が閉じ込められたままになったり、逃げ遅れたりすることのないように、必ず声をかけて安否確認を行う体制をつくります。
- 介護・支援が必要な高齢者等を抱える家族から援助の求めがあったときは、すぐに駆けつけ、避難について協力します。
- 高齢者等が病気などの異常を発見した場合は、医療機関などへの緊急連絡の協力をします。

### (移動の方法)

- 幅広いヒモ等でおぶったり、毛布などで応急担架を作ったりして移動させます。
- 1人の場合は、幅広いヒモ等でおぶったり、シーツや毛布の両端を結んで、これにくるむように乗せたりして引っ張って移動させます。

### ②避難所での対応

- 高齢者は、排尿の回数が増える傾向にあるので、避難所ではトイレに近い場所を確保します。
- 避難所での生活が長くなると、高齢者は運動不足に陥りがちです。運動不足が続くと、心身の機能が低下し、介護が必要な状態になることがありますので、高齢者に避難所での役割を与えたり、運動を促したりするなど配慮しましょう。

※介護や支援が必要な高齢者については、介護の程度に応じて状態はさまざまです。上記のほか、状況に応じて1～6で紹介した対応に従って対応してください。

## 8. 難病患者

難病患者の場合、病気によって症状はさまざまです。1～7で紹介した対応を参考にして、当事者の症状に応じて対応してください。

なお、難病患者の場合、その対応について専門的な知識が必要となることが多いので、災害時の医師との連絡について、医師や保健所、宮崎県難病相談支援センター、宮崎県難病医療連絡協議会などの関係機関と十分相談しておく必要があります。



## V. 災害に関するミニ知識

### 1. 「福祉避難所」について

#### (1) 「福祉避難所」とは

災害時には、避難者を一時的に学校の体育館や公民館などに設置した避難所に保護する必要がありますが、避難者の中でも高齢者や障がい者等の特別な配慮を要する人（「避難行動要支援者」）にとっては、このような避難所での生活は、健康面、精神面に大きな影響を与えることになります。

そのため、災害救助法に基づく救助においては、「避難行動要支援者」に対して特別な配慮をする避難所を「福祉避難所」として位置付けています。

（想定される特別な配慮）

- 相談等にあたる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）
- 高齢者や障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- その他日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

#### (2) 「福祉避難所」として指定される施設

施設がバリアフリー化されている等、「避難行動要支援者」の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペース等を付設する社会福祉施設、特別支援学校等が想定されます。

#### (3) 「福祉避難所」の対象者

「福祉避難所」の対象者は、高齢者、障がい者、人工呼吸器・酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする人が対象となり、その家族まで含めて差し支えないとされています。

ただし、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所者は、当該施設で適切に対応されるべきもので、原則として「福祉避難所」の対象となりません。

※自治体によっては、一般の避難所を「一次避難所」、福祉避難所を「二次避難所」という呼称を用いている場合があります。

#### (4) 開設の時期

本市に災害対策本部が設置され、災害救助法が適用されるような大規模な災害が発生した時に、避難所に避難された人の中に「福祉避難所」の対象者がいる場合、開設するものとし、開設の必要がある場合には、市から事前に協定を結んでいる「福祉避難所」に対して、受け入れ体制の状況の確認を行い、開設を依頼します。

#### (5) 開設の期間

災害から応急的に難を避けるための施設であり、開設の期間は災害発生の日から原則7日以内としています。ただし、大規模な災害などにより7日以内に閉鎖が困難な

場合、状況に応じて必要最小限の期間延長を行います。

## 2. 日向市の福祉避難所

| No. | 施設名                    | 住所               | 協定年月日      | 連絡先     |
|-----|------------------------|------------------|------------|---------|
| 1   | 特別養護老人ホーム<br>「永寿園」     | 日向市大字富高 546-1    | H25. 3. 28 | 53-4007 |
| 2   | 特別養護老人ホーム<br>「牧水園」     | 日向市東郷町山陰丙 1422-2 | H25. 3. 28 | 69-3355 |
| 3   | 特別養護老人ホーム<br>「立縫の里」    | 日向市美々津町 4074     | H25. 3. 28 | 58-1100 |
| 4   | 介護老人保健施設<br>「慶穰塾」      | 日向市大字塩見 10947-1  | H26. 3. 28 | 54-6541 |
| 5   | 介護老人保健施設<br>「メディケア盛年館」 | 日向市向江町 1-196-2   | H26. 3. 28 | 53-8788 |
| 6   | 障害者支援施設<br>「しおみの里」     | 日向市大字塩見 8026     | H26. 3. 28 | 52-8073 |
| 7   | 特別養護老人ホーム<br>「伊勢の郷」    | 日向市大字日知屋 622-116 | H27. 3. 25 | 50-1710 |

## 3. 「防災情報メールサービス」について

宮崎県では、県民の皆様の安全で安心な暮らしを確保するために「気象情報」や「災害時の避難勧告・指示等の避難情報」、「防犯情報」等をメールでお知らせするサービスを行っています。

### (1) 提供される情報

#### ①防災・防犯情報（配信を希望する地域を選択できます）

- 防災情報……避難勧告・指示などの情報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報など
- 防犯情報……不審者や声かけ事案の情報など
- 火災情報……火災の発生状況

#### ②自然災害情報（配信を希望する地域を選択できます）

- 地震情報……各震度ごと
- 津波情報……注意報・警報
- 注意報・警報……気象情報（大雨・洪水・高潮・霜・低温など）
- 台風情報……暴風雨域の予想など
- 火山情報……噴火情報・予報・解説情報

#### ③家畜疾病情報

- 家畜伝染病……海外や国内の発生情報

### (2) 情報の提供

情報の種類に応じて、県や県警察本部、各市町村や各消防本部（局）、気象庁が提供します

### (3) 登録方法（パケット通信料は利用者の負担となります）

県庁ホームページ（<http://www.pref.miyazaki.lg.jp>）から登録できます。

### (4) 問い合わせ先 宮崎県総務部 危機管理課 防災企画担当

電話 0985-26-7066（E-mail:kikikanri@pref.miyazaki.lg.jp）

## 4. 「災害情報に関する基礎知識」

### ■地震の震度階級（気象庁震度階級資料）

| 震度                 | 人・屋内のようす   | 屋外のようす   |
|--------------------|--|--|
| 0                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>人は揺れを感じないが、地震計には記録される。</li> </ul>   |  |
| 1                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。</li> </ul>  |  |
| 2                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる</li> <li>電灯などのつりさげ物が、わずかに揺れる。</li> </ul>   |  |
| 3                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。</li> <li>眠っている人の大半が目を覚ます。</li> <li>棚にある食器類が音を立てることがある。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>電線が少し揺れる。</li> </ul>  |
| 4<br>市情報連絡<br>本部設置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ほとんどの人が驚く。</li> <li>歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。</li> <li>電灯などのつりさげ物は、大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>電線が大きく揺れる。</li> <li>自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。</li> </ul>   |
| 5弱<br>災害警戒<br>本部設置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。</li> <li>電灯などのつりさげ物は、激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。</li> <li>固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。</li> <li>電柱が揺れるのがわかる。</li> <li>道路に被害が生じることがある。</li> </ul>  |
| 5強<br>災害対策<br>本部設置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。</li> <li>棚にある食器類や書棚の本で落ちる物が多くなる。</li> <li>固定していない家具が倒れることがある。</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>窓ガラスが割れて落ちることがある。</li> <li>補強されていないブロック塀が崩れることがある。</li> <li>据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。</li> <li>自動車の運転が困難となり、停止する車もある。</li> </ul> |
| 6弱<br>全市職員<br>参集   | <ul style="list-style-type: none"> <li>立っていることが困難になる。</li> <li>固定していない家具の大半が移動し倒れる物もある。</li> <li>ドアが開かなくなることがある。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。</li> </ul>   |
| 6強                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>立っていることができず、はわないと動くことができない。</li> <li>揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。</li> <li>固定していない家具のほとんどが移動、倒れる物が多くなる。</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。</li> <li>補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。</li> </ul>  |
| 7                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>立っていることができず、はわないと動くことができない。</li> <li>揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。</li> <li>固定していない家具のほとんどが移動したり、倒れたり、飛ぶこともある。</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。</li> <li>補強されているブロック塀も破損するものがある。</li> </ul>   |

## ■津波に関する情報

| 種 類   | 予想される津波の高さ |          | 想定される被害と取るべき行動  |
|-------|------------|----------|---|
|       | 数値での発表     | 巨大地震時の発表 |   |
| 大津波警報 | 10m超       | 巨 大      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。</li> <li>・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください。</li> </ul>                 |
|       | 10m        |          |   |
|       | 5m         |          |   |
| 津波警報  | 3m         | 高 い      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・標高の低いところでは、津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。</li> <li>・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください。</li> </ul> |
| 津波注意報 | 1m         | (標記しない)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆します。</li> <li>・海の中にいる人は、ただちに海から上がって海岸から離れてください。</li> </ul>              |

## ■風水害時の注意報、警報、特別警報の発令基準（主なもの）

### ●注意報

| 種 類   | 発 表 基 準                                    |
|-------|--|
| 大雨注意報 | 雨量基準 1時間雨量 40mm                            |
| 洪水注意報 | 流域雨量指数基準 耳川流域 41、石並川流域 15、渡川流域 18、小丸川流域 34 |
| 強風注意報 | 平均風速 陸上 10m/s                              |
| 高潮注意報 | 潮位 1.6m                                    |

### ●警報

| 種 類     | 発 表 基 準                                    |
|---------|--|
| 大 雨 警 報 | 雨量基準 1時間雨量 60mm                            |
| 洪 水 警 報 | 流域雨量指数基準 耳川流域 51、石並川流域 19、渡川流域 22、小丸川流域 43 |
| 強 風 警 報 | 平均風速 陸上 20m/s                              |
| 高 潮 警 報 | 潮位 2.0m                                    |

### ●特別警報

台風や集中豪雨などにより、数十年に一度の降雨量や暴風、高潮、高波などになると予想される場合、各気象現象に対して特別警報が発表されます。特別警報が発表された場合、直ちに「命を守る行動」が求められます。

## VI. 災害時の「避難行動要支援者」への支援

平成 25 年 6 月に「災害対策基本法」の一部が改正され、市町村に「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられました。

本市では、災害対策基本法の改正を受けて、従来の「災害時要援護者登録制度」を改め、「避難行動要支援者支援制度」として運用を行うこととし、その第 1 段階である「避難行動要支援者名簿」の作成に向けて作業を進めています。

### 1. 「避難行動要支援者制度」

#### (1) 「避難行動要支援者名簿」の作成基準

「災害時要援護者登録制度」の基準を踏襲します。

#### (2) 「避難行動要支援者名簿」登録対象者

在宅で生活している次のような人で、災害時に自力で避難することが難しい人が対象になります。

- ① 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯
- ② 身体障がい者（1 級・2 級）
- ③ 知的障がい者（療育手帳 A）
- ④ 介護保険制度の要介護認定「要介護 3」以上の在宅生活者
- ⑤ その他、支援を必要とする人

#### (3) 名簿登載情報について（災害対策基本法第 49 条の 10 第 2 項）

- 氏名    生年月日    性別    住所又は居所
- 電話番号その他連絡先    避難支援等を必要とする理由
- 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

#### (4) 名簿作成の手順

- ① 行政が保有する情報により、要介護高齢者や障がい者等の「要配慮者」（登録対象者）を抽出し、これらの「要配慮者」に対して、本人の状況（避難行動時の支援の要否）と避難支援等関係者に情報を提供することに同意するかについて確認のための通知を送付します。



- ② 「要配慮者」が避難支援の要否、情報提供の諾否を行政に回答



- ③ 回答内容に基づき、「避難行動要支援者名簿」への登載の要否を判断し登録



- ④ 情報提供に同意した人の名簿情報を「避難行動支援等関係者」に提供し、災害時のもとより、避難訓練の際の呼びかけ、避難支援体制の整備に活用

## (5) 「避難行動支援等関係者」

消防機関、警察、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会などが該当します。

※災害時の「避難行動支援等関係者」への情報提供については、本人同意は不要とされています。

【避難行動要支援者制度】への登録・問い合わせ先

〒883-8555 日向市本町 10 番 5 号 日向市健康福祉部

福祉課 福祉政策係 電話 0982-52-2111 (内線 2160) ・ Fax0982-54-4350)



## 2. 災害時等の緊急連絡先（日向市役所関係）

| No | 部 署 名             | 電話番号    | F A X 番号 |
|----|-------------------|---------|----------|
| 1  | 代表                | 52-2111 | 54-8747  |
| 2  | 災害対策本部            | 52-4894 | //       |
| 3  | 災害対策本部（時間外のみ）     | 52-2116 | //       |
| 4  | 消防本部指令室           | 52-2840 | 52-0119  |
| 5  | //（警防課）           | 53-5948 | //       |
| 6  | //（総務課）           | 53-5946 | //       |
| 7  | //（予防課）           | 53-5947 | //       |
| 8  | //（南分遣所）          | 58-0044 | 58-1180  |
| 9  | //（東郷分遣所）         | 50-7121 | 69-3131  |
| 10 | 建設部 建設課           | 52-6250 | 52-9365  |
| 11 | 総務部 総務課           | 54-5761 | 54-8747  |
| 12 | // 税務課            | 54-1995 | 54-0469  |
| 13 | 産業経済部 農業畜産課       | 52-1442 | 52-0250  |
| 14 | 市民環境部 市民課         |         | 53-1131  |
| 15 | 教育委員会 学校教育課       | 55-8089 | 54-2189  |
| 16 | 健康福祉部 福祉課         | 53-7709 | 54-4350  |
| 17 | 健康福祉部 高齢者あんしん課    | 55-9024 |          |
| 18 | 上下水道局 下水道課        | 54-4175 | 54-1457  |
| 19 | 上下水道局 下水道課 浄化センター | 54-5277 | 54-5270  |
| 20 | 上下水道局 水道課         | 52-5228 | 52-2508  |
| 21 | 上下水道局 水道課 権現原浄水場  | 54-5500 | 54-5562  |
| 22 | 市民環境部 環境政策課       | 53-2256 | 53-9260  |
| 23 | 細島支所              | 52-2601 | 52-1411  |
| 24 | 岩脇支所              | 57-1001 | 57-2233  |
| 25 | 美々津支所             | 58-1101 | 58-0321  |
| 26 | 中央公民館             | 53-6867 | 52-1441  |
| 27 | 文化交流センター          | 54-6111 | 54-2575  |
| 28 | 大王谷公民館            | 50-1117 | 55-1117  |
| 29 | 日知屋公民館            | 52-7155 | 52-8685  |
| 30 | 東郷総合支所 東郷地域振興課    | 69-3900 | 69-3140  |
| 31 | 東郷公民館             | 69-3171 | 69-3205  |
| 32 | 市立東郷病院            | 69-2031 | 69-2984  |
| 33 | 市民なんでも相談ホットライン    | 55-9111 |          |

●日向市ホームページアドレス  
<http://www.city.hyuga.miyazaki.lg.jp/>

●日向市総務部防災推進課  
 電話 52 - 2111 FAX 52 - 0250  
 Eメールアドレス bosai@hyugacity.jp

●防災行政無線放送確認ダイヤル  
 電話 0800 - 200 - 3149

●宮崎県「防災・防犯情報メールサービス」

Eメールアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp>  
 （県庁ホームページから登録できます）

◆防災・防犯情報 ◆自然災害情報  
 ◆家畜疾病情報 などが提供されます。

〈問い合わせ先〉  
 宮崎県総務部危機管理課  
 電話 0985-26-7066

## 3. 災害時における重要機関設置場所等

| No          | 関係機関           | 設置場所          |
|-------------|----------------|---------------|
| 1           | 宮崎県後方支援拠点      | 牧水公園交流施設      |
|             |                | 東郷グラウンド       |
| 2           | 応援受入連絡窓口       | 総務部防災推進課      |
| 3           | ボランティア総合窓口     | 健康福祉部福祉課      |
| 4           | 災害救援ボランティアセンター | 日向市社会福祉協議会    |
| 5           | 救援物資受入施設       | 日向市文化交流センター   |
| 6           | 物資輸送拠点施設       | 日向市文化交流センター   |
| 7           | 応急仮設住宅建設予定地    | 大王谷運動公園ほか     |
| 8           | 災害対策用ヘリポート     | お倉ヶ浜総合公園多目的広場 |
|             |                | 富島中学校グラウンド    |
|             |                | 大王谷運動公園陸上競技場  |
|             |                | 美々津運動広場       |
|             |                | 日向岬グリーンパーク    |
|             |                | 東郷グラウンド       |
|             |                | 牧水公園・東郷中学校    |
| 旧越表小学校グラウンド |                |               |

## 日向市避難行動要支援者名簿登録申請書

|               |  |         |            |       |
|---------------|--|---------|------------|-------|
| フリガナ          |  | 生年月日    | 明・大<br>昭・平 | 年 月 日 |
| 氏名            | ( 男・女 )  |         |            |       |
| 住所又は居所        |  |         |            |       |
| 避難支援等を必要とする事由 | <input type="checkbox"/> 一人暮らしの高齢者<br><input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯<br><input type="checkbox"/> 介護保険 要介護状態区分 3～5<br><input type="checkbox"/> 障害者手帳所持 手帳種別： _____ 等級：<br><input type="checkbox"/> その他（理由をご記入ください： _____）<br>【特記事項】<br>( _____ ) |         |            |       |
| 電話番号          |  | FAX番号   |            |       |
| 携帯電話番号        |  | メールアドレス |            |       |
| 緊急時連絡先        | 氏名   | 続柄      | 電話番号       |       |

※□については、該当する項目にチェックをお願いします。

## 日向市避難行動要支援者名簿の外部提供確認書

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

日向市長

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、避難行動要支援者名簿に記載された個人情報や平常時より避難支援等関係者（消防機関、警察、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、避難支援者等）に提供することに、

同意します

同意しません

平成 年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

本人以外が申請する場合

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 印 続 柄 \_\_\_\_\_

代理人住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※□については、該当する項目にチェックをお願いします。

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。



# 風水害時の指定避難所一覧

【平成26年10月8日現在】

| 地区名   | 番号        | 避難場所名称              | 所在地           | 地区名   | 番号                | 避難場所名称             | 所在地             |
|-------|-----------|---------------------|---------------|---|-------------------|--------------------|-----------------|
| 富高    |           | 1 日向市役所             | 本町 10-5       | 平岩  |                   | 45 旧岩脇中学校          | 大字平岩 200        |
|       | ○         | 2 日向市体育センター         | 本町 10-5       |   |                   | 46 平岩小中学校          | 大字平岩 33-3       |
|       |           | 3 日向市武道館            | 本町 10-5       |   | ◎                 | 47 南日向公民館          | 大字平岩 737-2      |
|       | ◎         | 4 日向市中央公民館          | 中町 1-31       |   |                   | 48 曙地区集落センター       | 大字平岩 10750-1    |
|       |           | 5 日向市文化交流センター       | 中町 1-31       |   |                   | 49 金ヶ浜地区集落センター     | 大字平岩 1606-1     |
|       | ○         | 6 富高小学校             | 大字富高 6520     |   |                   | 50 柵木集落センター        | 大字平岩 3192-2     |
|       |           | 7 上町保育所             | 大字富高 6740     |   | ○                 | 51 旧平岩小学校鶏毛分校      | 大字平岩 4499       |
|       |           | 8 八幡神社              | 大字富高 5895     | 幸脇  | ○                 | 52 幸脇小学校           | 大字幸脇 1337       |
|       |           | 9 西川内営農研修センター       | 大字富高 3401     | 美々津   | ◎                 | 53 美々津公民館          | 美々津町 3432       |
|       |           | 10 富高保育園            | 大字富高 3534     |   |                   | 54 美々津中学校          | 美々津町 2755       |
|       | ○         | 11 日向中学校            | 大字富高 733      |   |                   | 55 落鹿公民館           | 美々津町 1823-1     |
|       | ○         | 12 日向市総合福祉センター      | 大字富高 207-3    |   |                   | 56 高松公民館           | 美々津町 1429-4     |
|       |           | 13 花ヶ丘公民館           | 大字富高 6440-1   |   |                   | 57 宮ノ下地区構造改善センター   | 美々津町 1006-1     |
|       | 14 塩見小学校  | 大字塩見 2678           |               |   | 58 美々津小学校         | 美々津町 3506          |                 |
| 塩見    | ○         | 15 農村交流館            | 大字塩見 206-3    | ○   | 59 美々津小学校田の原分校    | 美々津町 5744-2        |                 |
|       |           | 16 奥野集落センター         | 大字塩見 6651     | ○   | 60 寺迫小学校          | 東郷町山陰甲 347         |                 |
| 日知屋本郷 |           | 17 富島中学校            | 大字日知屋 8263    | 寺迫  |                   | 61 庭田公民館           | 東郷町山陰甲 765-89   |
|       | ◎         | 18 日知屋公民館           | 大字日知屋 1425-1  |   |                   | 62 西平田地区コミュニティセンター | 東郷町山陰甲 701-11   |
|       |           | 19 日知屋児童センター        | 大字日知屋 1425-1  | 福瀬  | ○                 | 63 福瀬公民館           | 東郷町山陰乙 1800     |
|       |           | 20 日知屋小学校           | 大字日知屋 8276    |   |                   | 64 旧福瀬小学校          | 東郷町山陰乙 1864-1   |
|       | ○         | 21 日知屋東小学校          | 大字日知屋 16196-2 |   |                   | 65 中野原第2地区営農研修施設   | 東郷町山陰乙 801-1    |
|       |           | 22 下原町公民館           | 原町 3丁目 36     | 小野田   | ◎                 | 66 東郷地区文化センター      | 東郷町山陰丙 1325     |
|       |           | 23 永江公民館            | 永江町 3-111     |   | 羽坂                |                    | 67 東郷体育館        |
| ○     | 24 堀一方公民館 | 中堀町 2-84            |               | 68 日向東郷地区総合福祉センター   |                   | 東郷町山陰丙 126         |                 |
| 日知屋枝郷 |           | 25 富島高等学校           | 鶴町 3-43       | 鶴野内   |                   | 69 大工野地区集落センター     | 東郷町山陰辛 670-6    |
|       |           | 26 幡浦公民館            | 大字日知屋 5884    |   | ○                 | 70 東郷学園            | 東郷町山陰辛 31       |
|       |           | 27 大王谷学園初等部         | 大王町 5-1       |   |                   | 71 鶴野内公民館          | 東郷町山陰辛 409      |
|       | ◎         | 28 大王谷コミュニティセンター    | 亀崎東 4-10      | 八重原   | ○                 | 72 八重原地区高齢者プラザ     | 東郷町八重原迫野内 693-1 |
|       | ○         | 29 梶木公民館            | 梶木町 1-24      | 迫野内   | ○                 | 73 迫野内区公民館         | 東郷町山陰庚 1278     |
| ◎     | 30 細島公民館  | 大字日知屋 3379-5        |               |   | 74 東上地区コミュニティセンター | 東郷町山陰庚 767-1       |                 |
| 細島    | ○         | 31 細島小学校            | 大字細島 593      | 田野  | ○                 | 75 田野区公民館          | 東郷町山陰己 692-2    |
|       |           | 32 細島東部地区まちづくり事務所   | 大字細島 132-5    |   |                   | 76 稲葉野地区多目的集会施設    | 東郷町山陰己 367-5    |
|       |           | 33 細島東部地区第2まちづくり事務所 | 大字細島 275      |   |                   | 77 田野区コミュニティセンター   | 東郷町山陰己 1044     |
|       |           | 34 細島保育所            | 大字細島 733      | 仲深  | ○                 | 78 仲深区公民館          | 東郷町山陰戊 393-4    |
|       |           | 35 日向高等学校           | 大字財光寺 6265    |   |                   | 79 旧坪谷中学校          | 東郷町山陰戊 704      |
| 財光寺   |           | 36 山下公民館            | 山下町 1-42      | 坪谷  | ○                 | 80 ふるさとの家          | 東郷町坪谷 1267      |
|       | ○         | 37 財光寺小学校           | 比良町 3-22      |   |                   | 81 越表地区体育館         | 東郷町下三ヶ 1604-3   |
|       | ○         | 38 財光寺中学校           | 大字財光寺 4863-34 | 越表  | ○                 | 82 越表区公民館          | 東郷町下三ヶ 1615-3   |
|       |           | 39 長江公民館            | 大字財光寺 188-3   |   |                   | 83 下渡川地区集会施設       | 東郷町下三ヶ 2031     |
|       | ○         | 40 松原公民館            | 大字財光寺 4026-17 | ※「◎」「○」は、「初期開設避難所」。<br>※「◎」は、「初期開設避難所」の中でも、特に先行して開設する避難所。 |                   |                    |                 |
|       | ○         | 41 切島1区公民館          | 大字財光寺 3541-1  |   |                   |                    |                 |
|       |           | 42 切島2区公民館          | 大字財光寺 1185    |   |                   |                    |                 |
|       |           | 43 財光寺南小学校          | 大字財光寺 2867    |   |                   |                    |                 |
|       |           | 44 県立日向工業高等学校       | 大字平岩 8750     |   |                   |                    |                 |

# 地震発生時の緊急避難場所一覧

【平成26年9月4日現在】

| 地区名   | 番号    | 避難場所名称        | 所在地           | 地区名 | 番号            | 避難場所名称          | 所在地           |
|-------|-------|---------------|---------------|-----|---------------|-----------------|---------------|
| 富高    | 1     | 富高小学校グラウンド    | 大字富高 6520     | 財光寺 | 45            | 財光寺小学校グラウンド     | 比良町 3-22      |
|       | 2     | 古城ヶ丘慰霊塔広場     | 大字富高 6733-1   |     | 46            | 日向高等学校グラウンド     | 大字財光寺 6265    |
|       | 3     | 若宮近隣公園        | 大字富高 6982     |     | 47            | 財光寺中学校          | 大字財光寺 4863-34 |
|       | 4     | 日向市役所前広場      | 本町 10-5       |     | 48            | 財光寺児童遊園         | 大字財光寺 819     |
|       | 5     | 本町児童遊園        | 本町 7476-2     |     | 49            | 定善寺             | 大字財光寺 7295    |
|       | 6     | 富高幼稚園グラウンド    | 本町 12-10      |     | 50            | 本光寺             | 大字財光寺 7133    |
|       | 7     | 日向中学校グラウンド    | 大字富高 733      |     | 51            | 財光寺南小学校グラウンド    | 大字財光寺 2867    |
|       | 8     | 富高学園グリーンスクール  | 大字富高 751-1    |     | 52            | 日向工業高等学校グラウンド   | 大字平岩 8750     |
|       | 9     | 富高保育園グラウンド    | 大字富高 3534     |     | 平岩            | 53              | 平岩小中学校グラウンド   |
| 塩見    | 10    | 塩見小学校グラウンド    | 大字塩見 2678     | 54  |               | 旧岩脇中学校グラウンド     | 大字平岩 200      |
|       | 11    | 塩見農村公園        | 大字塩見 4605     | 55  |               | 平岩児童公園          | 大字平岩 380-3    |
| 日知屋本郷 | 12    | 原町児童公園        | 原町 2-13       | 56  | 平岩農村公園        | 大字平岩 360-3      |               |
|       | 13    | 西前山児童公園       | 原町 3-47       | 幸脇  | 57            | 幸脇小学校グラウンド      | 大字幸脇 1337     |
|       | 14    | 新生児童公園        | 新生町 1-48      |     | 58            | 権現崎公園           | 大字幸脇 17-5     |
|       | 15    | 富島中学校グラウンド    | 大字日知屋 8263    |     | 59            | 飯谷農村公園          | 大字幸脇 1724-乙   |
|       | 16    | 日知屋小学校グラウンド   | 大字日知屋 8276    | 美々津 | 60            | 美々津小学校グラウンド     | 美々津町 3506     |
|       | 17    | 江良近隣公園        | 江良町 2-81      |     | 61            | 美々津児童遊園         | 美々津町 3432-1   |
|       | 18    | 蛭子児童公園        | 原町 1-65       |     | 62            | 高松児童遊園          | 美々津町 590      |
|       | 19    | 高砂児童公園        | 高砂町 199       |     | 63            | JA 美々津支店広場      | 美々津町 2391     |
|       | 20    | 櫛の山公園         | 大字日知屋 1400-78 |     | 64            | 美々津・愛宕神社        | 美々津町 3849     |
|       | 21    | 日知屋東小学校グラウンド  | 大字日知屋 16196-2 | 65  | 美々津・忠魂碑       | 美々津町 3823-1     |               |
|       | 22    | 本善寺           | 大字日知屋 1379-1  | 寺迫  | 66            | 寺迫小学校グラウンド      | 東郷町山陰甲 347    |
|       | 23    | 旧第一糖業社宅前広場    | 大字日知屋 2251-2  |     | 67            | 庭田グラウンド         | 東郷町山陰甲 765    |
|       | 24    | 大御神社 上        | 大字日知屋 53      | 福瀬  | 68            | 西牟田地区コミュニティセンター | 東郷町山陰甲 701-11 |
|       | 25    | 永江児童公園        | 永江町 2-20      |     | 69            | 旧福瀬小学校グラウンド     | 東郷町山陰乙 1864-1 |
| 26    | 陽向台空地 | 大字日知屋 630-1   | 70            |     | 中野原第2地区営農研修施設 | 東郷町山陰乙 801-1    |               |
| 日知屋枝郷 | 27    | 大王谷運動公園陸上競技場  | 大字日知屋 12106   | 71  | 出口地区集落センター    | 東郷町山陰乙 329      |               |
|       | 28    | 大王谷運動公園野球場    | 大字日知屋 12106   | 小野田 | 72            | 東郷グラウンド         | 東郷町山陰丙 1390   |
|       | 29    | 大王谷学園初等部グラウンド | 大字日知屋 12105-1 |     | 羽坂            | 73              | 羽坂地区生活改善センター  |
|       | 30    | 向江第一児童公園      | 向江町 1-85      | 74  |               | 成願寺             | 東郷町山陰辛 12     |
|       | 31    | 富島高等学校グラウンド   | 鶴町 3-1-43     | 鶴野内 | 75            | 旧東郷小学校グラウンド     | 東郷町山陰辛 961    |
|       | 32    | 鶴町児童公園        | 鶴町 2-34       |     | 76            | 東郷中学校グラウンド      | 東郷町山陰辛 31     |
|       | 33    | 亀崎近隣公園        | 亀崎 3-16       | 迫野内 | 77            | 迫野内区公民館         | 東郷町山陰庚 1278   |
|       | 34    | 幡浦公園          | 大字日知屋 5770-1  |     | 八重原           | 78              | 八重原区公民館       |
|       | 35    | 幡浦・愛宕神社       | 大字日知屋 5484    | 田野  |               | 79              | 田野区公民館        |
| 細島    | 36    | 細島小学校グラウンド    | 大字細島 593      |     | 80            | 稲葉野地区多目的集会施設    | 東郷町山陰己 367-5  |
|       | 37    | 御鉾ヶ浦公園        | 大字細島 93-1     |     | 81            | 田野区コミュニティセンター   | 東郷町山陰己 1044   |
|       | 38    | 朝日公園          | 大字細島 123-1    | 仲深  | 82            | 仲深区公民館          | 東郷町山陰戊 393-4  |
|       | 39    | 鉾島神社          | 大字細島 330      |     | 83            | 旧坪谷中学校グラウンド     | 東郷町山陰戊 704    |
|       | 40    | 観音寺           | 大字細島 354      | 坪谷  | 84            | 坪谷小学校グラウンド      | 東郷町坪谷 253-1   |
|       | 41    | 八坂神社          | 大字細島 424      |     | 85            | ふるさとの家広場        | 東郷町坪谷 1267    |
|       | 42    | 官軍墓地駐車場       | 大字細島 515      | 越表  | 86            | 旧穀表地区集会施設       | 東郷町下三ヶ 1586-1 |
|       | 43    | 細島小学校上車回転場    | 大字細島 2437     |     | 87            | 下渡川地区集会施設       | 東郷町下三ヶ 2031   |
|       | 44    | お大師さん上        | 大字細島 2366     |     |               |                 |               |

# 津波発生時の緊急避難場所一覧

【平成26年9月4日現在】

| 地区名   | 番号 | 避難場所名称        | 所在地           | 地区名 | 番号  | 避難場所名称         | 所在地           |            |
|-------|----|---------------|---------------|-----|-----|----------------|---------------|------------|
| 富高    | 1  | 富高小学校グラウンド    | 大字富高 6520     | 細島  | 28  | 観音寺            | 大字細島 354      |            |
|       | 2  | 古城ヶ丘慰霊塔広場     | 大字富高 6733-1   |     | 29  | 八坂神社           | 大字細島 424      |            |
|       | 3  | 若宮近隣公園        | 大字富高 6982     |     | 30  | 官軍墓地駐車場        | 大字細島 515      |            |
|       | 4  | 日向市役所         | 本町 10-5       |     | 31  | 細島小学校上車回転場     | 大字細島 2437     |            |
|       | 5  | 日向中学校グラウンド    | 大字富高 733      |     | 32  | お大師さん上         | 大字細島 2366     |            |
|       | 6  | 富高学園グリーンスクール  | 大字富高 751-1    |     | 33  | 常夜灯            | 大字細島 325-3    |            |
|       | 7  | 富高保育園グラウンド    | 大字富高 3534     |     | 34  | 妙国寺            | 大字細島 373-1    |            |
| 塩見    | 8  | 塩見小学校グラウンド    | 大字塩見 2678     | 35  | 桜ヶ丘 | 大字細島 452       |               |            |
|       | 9  | 塩見農村公園        | 大字塩見 4605     | 財光寺 | 36  | 日向高等学校グラウンド    | 大字財光寺 6265    |            |
|       | 10 | 石櫃山           | 大字塩見 933-1    |     | 37  | 財光寺中学校         | 大字財光寺 4863-34 |            |
| 日知屋本郷 | 11 | 日知屋公民館前       | 大字日知屋 1405-イ  |     | 38  | 定善寺            | 大字財光寺 7295    |            |
|       | 12 | 櫛の山公園         | 大字日知屋 1400-78 | 39  | 本光寺 | 大字財光寺 7133     |               |            |
|       | 13 | 櫛の山東(今別府)     | 大字日知屋 454-2   | 平岩  | 40  | 日向工業高校西側高速道路路面 | 大字平岩          |            |
|       | 14 | 本善寺           | 大字日知屋 1379-1  |     | 41  | 平岩小中学校グラウンド    | 大字平岩 33-3     |            |
|       | 15 | 旧第一糖業社宅前広場    | 大字日知屋 2251-2  |     | 42  | 旧岩脇中学校グラウンド    | 大字平岩 200      |            |
|       | 16 | 大御神社 上        | 大字日知屋 53      |     | 43  | 平岩児童公園         | 大字平岩 380-3    |            |
|       | 17 | 陽向台空地         | 大字日知屋 630-1   |     | 44  | 平岩農村公園         | 大字平岩 360-3    |            |
| 日知屋枝郷 | 18 | 大王谷運動公園陸上競技場  | 大字日知屋 12106   |     | 幸脇  | 45             | 幸脇小学校グラウンド    | 大字幸脇 1337  |
|       | 19 | 大王谷運動公園野球場    | 大字日知屋 12106   |     |     | 46             | 権現崎公園         | 大字幸脇 17-5  |
|       | 20 | 大王谷学園初等部グラウンド | 大字日知屋 12105-1 | 47  |     | 飯谷農村公園         | 大字幸脇 1724-乙   |            |
|       | 21 | 亀崎近隣公園        | 亀崎 3-16       | 美々津 | 48  | 美々津小学校グラウンド    | 美々津町 3506     |            |
|       | 22 | 幡浦公園          | 大字日知屋 5770-1  |     | 49  | 美々津児童遊園        | 美々津町 3432-1   |            |
|       | 23 | 幡浦・愛宕神社       | 大字日知屋 5484    |     | 50  | 高松児童遊園         | 美々津町 590      |            |
|       | 24 | 旭化成社有地        | 大字日知屋 5555-3  |     | 51  | JA 美々津支店広場     | 美々津町 2391     |            |
| 細島    | 25 | 御鉾ヶ浦公園        | 大字細島 93-1     |     | 52  | 美々津・愛宕神社       | 美々津町 3849     |            |
|       | 26 | 朝日児童遊園        | 大字細島 123-1    |     | 53  | 美々津・忠魂碑        | 美々津町 3823-1   |            |
|       | 27 | 鉾島神社          | 大字細島 330      |     | 寺迫  | 54             | 寺迫小学校グラウンド    | 東郷町山陰甲 347 |

## ●東日本大震災 「その衝撃的な実態」

### 【「障がい者の死亡率」は「健常者の2倍」】

2011年3月11日に起きた「東日本大震災」では、「死者15,872人」、「行方不明者2,769人」と甚大な被害をもたらしました。「阪神淡路大震災」を上回る衝撃的な実情を目の前にただただ呆然とするのみでした。さらに、障がい者にとって衝撃的な実情が明らかになりました。NHK福祉ネットワーク取材班の取材によると、「総人口に対する死亡率は、1.03%」でしたが、「障がい者の死亡率は、2.06%」と、「障がい者の死亡率は、一般の方々の2倍」だったということがわかりました。なぜ、こんなにも多くの障がい者がなくなったのでしょうか。

### 【「地域とのつながり」】

テレビは、一番大切な「情報源」です。「東日本大震災」のときは、地震が起きてすぐに停電になり、テレビがつかなくなりました。情報がなく、津波警報がわからず避難しないまま家にいて逃げ遅れ、津波にのみ込まれた人もいました。その一方で、「隣の人からの声かけ」で一緒に避難し、生きのびることができた人もいました。

災害に対する一番の備えは、「ふだんからの地域とのつながり」です。日常的なコミュニケーションの積み重ねで地域の一員としてのつながりができ、そのつながりが万一の「災害時の大きな支え」となることを「東日本大震災」は教えてくれました。

# 津波発生時の緊急避難ビル

【平成26年9月4日現在】

| 地区名        | 番号 | 津波避難ビル名称          | 所在地           | 地区名        | 番号             | 津波避難ビル名称       | 所在地          |
|------------|----|-------------------|---------------|------------|----------------|----------------|--------------|
| 新 町        | 1  | JACK-POT大番駐車場     | 都町 115        | 日知屋<br>本 郷 | 32             | 日知屋小学校         | 大字日知屋 8097-2 |
|            | 2  | アラータビル            | 上町 170-1      |            | 33             | コーポ・フェニックス     | 江良町 4-41     |
|            | 3  | 本町ビル              | 本町 11-6       |            | 34             | 石丸会館           | 永江町 3-62     |
|            | 4  | 日向第一ホテル           | 本町 11-5       |            | 35             | MII マンション      | 新生町 1-119    |
|            | 5  | トライアル日向店          | 都町 10754-11   |            | 36             | グランデ エスタジオ     | 原町 2-73      |
|            | 6  | ホテルメリッサ日向         | 上町 17-7       |            | 37             | NTT 日向ビル別館     | 新生町 1-15     |
|            | 7  | ホテルベルフォート日向       | 本町 11-1       |            | 38             | エクセレント日向       | 曾根町 1-144    |
|            | 8  | ホテルルミエール日向        | 上町 7-3        |            | 39             | デリカトゥーラハイツ     | 曾根町 2-13     |
| 富 高        | 9  | 市営小松崎住宅 1号棟       | 大字富高 276-1    |            | 40             | 安之前ハイツ I       | 曾根町 2-1      |
|            | 10 | Sun Life大坪 1・2    | 大字富高 275-6    |            | 41             | 松岡内科医院         | 原町 1-2-2     |
|            | 11 | 日向警察署春原職員宿舎 B 棟   | 春原町 2-14      |            | 42             | 浦上医院           | 曾根町 1-155    |
| 財光寺        | 12 | 市立財光寺南小学校         | 大字財光寺 2867    | 43         | CORE21 日向店     | 原町 1-33        |              |
|            | 13 | 市立財光寺小学校          | 比良町 3-22      | 44         | 日向法務総合庁舎       | 鶴町 2-65        |              |
|            | 14 | 市営大原住宅 5号棟        | 大字財光寺 2937-1  | 45         | 和田病院           | 向江町 1-196-1    |              |
|            | 15 | 市営財光寺北住宅          | 大字財光寺 124-1   | 46         | メディケア盛年館       | 向江町 1-196-2    |              |
|            | 16 | サンフラワーコーポ 73      | 大字財光寺 2901    | 47         | 旭ビル            | 向江町 1-200      |              |
|            | 17 | マリベール日向           | 大字財光寺 475-1   | 48         | ファッションセンターしまむら | 向江町 1-199-1    |              |
|            | 18 | クリエイティブーンズ        | 大字財光寺 1064-2  | 49         | エル・グラン向江 A・B   | 向江町 1-97-1、2   |              |
|            | 19 | ユーマーパプロ           | 大字財光寺 897-4   | 50         | コーポ・サンライズ      | 亀崎東 1-47       |              |
|            | 20 | ハッピーヒルズ I・II      | 大字財光寺 4245-2  | 51         | 中村マンション        | 大王町 1-45       |              |
|            | 21 | メゾン・リビエラ          | 比良町 1-22      | 52         | セルリアンビル        | 鶴町 1-36        |              |
|            | 22 | ディアコート大原          | 大字財光寺 3429-2  | 53         | 市営上納内住宅 1号棟    | 亀崎東 2-14       |              |
|            | 23 | マリベール H I R A     | 比良町 4-105-4   | 54         | メディキットレジデンス    | 梶木町 2-155      |              |
|            | 24 | ヴェルドミール比良         | 比良町 3-35      | 55         | コーポ M e r a    | 鶴町 3-7-15      |              |
|            | 25 | フルール Y & A        | 大字財光寺 2891-二  | 56         | シエースタひなた I・II  | 向江町 1-35、36、39 |              |
|            | 26 | イムタマンション          | 比良町 4-42      | 57         | グリーンハウスつるまち    | 鶴町 1-26        |              |
|            | 27 | 日向警察署中の丸職員宿舎      | 大字財光寺 4496-1  | 58         | 旧千代田病院北側別館     | 鶴町 2-79        |              |
|            | 28 | 県営三枝 B 団地 8 棟・9 棟 | 財光寺 3612-4    | 59         | 富島高等学校         | 鶴町 3-1-43      |              |
| 日知屋<br>本 郷 | 29 | 千代田病院             | 大字日知屋古田町 88   | 細 島        | 60             | アクティブライフかわせみ   | 大字日知屋古田町 41  |
|            | 30 | 濱崎ビル              | 原町 1-7-1      | 平 岩        | 61             | 市営美砂住宅 2・3・6号棟 | 大字平岩 10790-1 |
|            | 31 | 日知屋東小学校           | 大字日知屋 16196-2 |            |                |                |              |

## 津波発生時の指定避難場所一覧

【平成26年9月4日現在】

| 地区名       | 番号 | 避難場所名称         | 所在地           | 地区名 | 番号 | 避難場所名称         | 所在地           |
|-----------|----|----------------|---------------|-----|----|----------------|---------------|
| 富高        | 1  | 富高小学校          | 大字富高 6520     | 平岩  | 23 | 金ヶ浜地区集落センター    | 大字平岩 1606-1   |
|           | 2  | 上町保育所          | 大字富高 6740     |     | 24 | 靱木集落センター       | 大字平岩 3192-2   |
|           | 3  | 八幡神社           | 大字富高 5895     |     | 25 | 旧平岩小学校鶴毛分校     | 大字平岩 4499     |
|           | 4  | 本谷営農研修センター     | 大字富高 5597-1   | 幸脇  | 26 | 遠見公民館          | 大字幸脇 162-5    |
|           | 5  | 西川内営農研修センター    | 大字富高 3401     |     | 27 | 幸脇小学校          | 大字幸脇 1337     |
|           | 6  | 富高保育園          | 大字富高 3534     | 美々津 | 28 | 美々津公民館         | 美々津町 3432-1   |
|           | 7  | 日向中学校          | 大字富高 733      |     | 29 | 落鹿公民館          | 美々津町 1823-1   |
|           | 8  | 花ヶ丘公民館         | 大字富高6440-1    |     | 30 | 高松公民館          | 美々津町 1429-4   |
| 塩見        | 9  | 塩見小学校          | 大字塩見 2678     |     | 31 | 美々津小学校         | 美々津町 3506     |
|           | 10 | 塩見農村交流館        | 大字塩見 206-3    |     | 32 | 美々津小学校田の原分校    | 美々津町 5744-2   |
|           | 11 | 奥野集落センター       | 大字塩見 665-1    | 寺迫  | 33 | 寺迫小学校          | 東郷町山陰甲 347    |
|           | 12 | 永田集落センター       | 大字塩見 10507    |     | 34 | 寺迫国民体育館        | 東郷町山陰甲 363-1  |
| 日知屋<br>枝郷 | 13 | 大王谷学園中等部       | 大王町 5-2-1     | 東郷区 | 35 | 福瀬公民館          | 東郷町山陰乙 1800   |
|           | 14 | 大王谷学園初等部       | 大王町 5-1       |     | 36 | 旧福瀬小学校         | 東郷町山陰乙 1864-1 |
|           | 15 | 日向台不動寺公民館      | 大字富高 6276-4   |     | 37 | 東郷地区文化センター     | 東郷町山陰丙 1325   |
| 細島        | 16 | 細島まちづくり事務所     | 大字細島 132-5    |     | 38 | 東郷体育館          | 東郷町山陰丙 1390   |
|           | 17 | 細島東部まちづくり第2事務所 | 大字細島 275      |     | 39 | 日向東郷地区総合福祉センター | 東郷町山陰丙 126    |
| 財光寺       | 18 | 日向高等学校         | 大字財光寺 6265    |     | 40 | 東郷学園           | 東郷町山陰辛 31     |
|           | 19 | 財光寺中学校         | 大字財光寺 4863-34 |     | 41 | 旧東郷小学校         | 東郷町山陰辛 961    |
| 平岩        | 20 | 旧岩脇中学校         | 大字平岩 200      |     | 42 | 坪谷小学校          | 東郷町坪谷 253-1   |
|           | 21 | 平岩小中学校         | 大字平岩 33-3     |     | 43 | 旧坪谷中学校         | 東郷町坪谷 704     |
|           | 22 | 南日向公民館         | 大字平岩 737-2    |     | 44 | ふるさとの家         | 東郷町坪谷 1267    |

日向市内に、「風水害時の避難所として 83 箇所」、「地震発生時の避難場所として 87 箇所」を指定しています。

また、津波発生時の「緊急避難場所として 54 箇所」、津波発生時の「緊急避難ビルとして 61 箇所」、「津波災害時の指定避難所として 44 箇所」を指定しています。

皆さんのお住まいの身近な避難所を事前に確認しておき、災害の際に、迅速な避難ができるように備えましょう！！

# 「障がい者に関するマーク」について

## 【障害者のための国際シンボルマーク】



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。

## 【身体障害者標識】



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

## 【聴覚障害者標識】



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

## 【盲人のための国際シンボルマーク】



世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

## 【耳マーク】



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。

## 【ハートプラスマーク】



ハートプラスマークは、「身体内部に障がい」がある方を表します。

このマークを着用されている人を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解と御協力をお願いします。

「障がい者に関するマーク」がつくられています。日常生活での障がい者に対する理解や配慮を目的とするものや道路交通法の規定において定められているものなどがあります。

「障がい者に関するマーク」の社会での理解と普及を推進しましょう!!

### 《「障がい者に関するマーク」》についての問い合わせ先

◆宮崎県福祉保健部 障害福祉課 電話：0985-32-4468 FAX：0985-26-7340

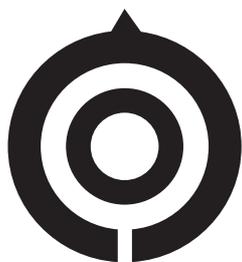
◆日向市健康福祉部 福祉課 障がい福祉係 電話：0982-52-2111（内線2174） FAX：0985-54-4350

# ○日向市民憲章

【平成23年4月1日制定】

わたしたちの日向市は、緑と黒潮につつまれ清流と天然の良港にめぐまれた美しいまちです。  
わたしたちは、日向市の市民であることに誇りと責任を持ち、未来を拓く活力あふれる明るく  
豊かなまちにするため、ここに、この憲章を定めます。

## 市 章



- 一 郷土を愛し 人にやさしい住みよいまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し きれいなまちをつくりましょう
- 一 教養を高め 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 明るいまちをつくりましょう
- 一 元気に働き 豊かなまちをつくりましょう

【昭和26年4月1日制定】

## 日向市歌

- 一 耳川の流れは清く  
御舟出の心は今に  
黒潮のうずまくところ  
南国の朝は明けゆく  
あゝのびゆかん我らの街  
ふるさと日向市
- 二 伊勢ヶ浜はまゆう香り  
高森山に緑したたる  
入郷の山幸集め  
新しきいらかはつづく  
あゝのびゆかん我らが街  
ふるさと日向市
- 三 細島に海を拓きて  
工業の未来は築く  
海道を世界につなぎ  
豊かなる文化花さく  
あゝのびゆかん我らの街  
ふるさと日向市

## 日向市の花等

■市の花「ひまわり」



■市の木「山桜」



■市の木「もくせい」



■市の花木「つつじ」



【平成23年4月1日制定】

- ◇発行年月日 平成27年3月発行
- ◇編集・発行 〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号  
日向市健康福祉部 福祉課(電話0982-52-2111 内線2157)
- ◇編集協力 日向市総務部 防災推進課

